

4月より「ぴったりサービス」の利用が始まります

～子育て・介護・被災者支援などに関する手続きの一部をマイナポータルで行えます～

ぴったりサービスとは、国が運営するマイナポータルから電子申請ができるサービスです。今までは窓口に出向く必要があった申請や届出などの手続きを、パソコンやスマートフォンなどを利用して「いつでも」「どこからでも」行うことができます。

本人確認が必要な手続きもマイナンバーカードの電子署名を付与することで、手続きをすることができます。(申請や届出などの後に来庁が必要となる手続きもあります) また、申請に必要な氏名や住所などをマイナンバーカードから自動入力することもできます。

開始時期や必要事項については、各手続きの開始に合わせ、あらためて広報や市ホームページで順次お知らせします。

ぴったりサービスを利用する際に必要なもの

パソコン・タブレット端末の場合

- ・パソコンまたはタブレット端末
- ・ICカードリーダーまたはマイナポータルアプリがインストールされているマイナンバーカードの読み取りができるスマートフォン
- ・マイナンバーカード(署名用電子証明書付)

スマートフォンの場合

- ・マイナンバーカードの読み取りができるスマートフォン
- ・マイナンバーカード(署名用電子証明書付)

ぴったりサービスの手続きなど詳しくは、マイナポータルホームページ内の手続きについてのページをご覧ください。

また、各制度の詳細については、 **マイナポータルホームページ** 各担当課にお問い合わせください。

ぴったりサービスの一覧

制度・サービス名	申請・届出	担当課
児童手当	児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求	子育て支援課 ☎443-1693
	児童手当等の額の改定の請求及び届出	
	氏名変更/住所変更等の届出	
	受給事由消滅の届出	
	未支払の児童手当等の請求	
	児童手当等に係る寄附の申出	
	児童手当等に係る寄附変更等の申出	
児童手当等の現況届		
児童扶養手当	児童扶養手当の現況届の事前送信	
保育	支給認定の申請	健康増進課 ☎443-1631
	保育施設等の利用申込	
	保育施設等の現況届	
母子保健	妊娠の届出	
介護保険	要介護・要支援認定(新規)申請	高齢者福祉課 ☎443-1491
	要介護・要支援認定(更新)申請	
	要介護・要支援認定(区分変更)申請	
	居宅(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出	
	介護保険負担割合証の再交付申請	
	被保険者証の再交付申請	
	高額介護(予防)サービス費の支給申請	
	介護保険負担限度額認定申請	
	居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請	
	居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請(事前・事後)	
住所移転後の要介護・要支援認定申請		
被災者支援	【災害】罹災証明書の発行申請	防災課 ☎443-1119

狂犬病予防注射日程

日にち	会場	時間
4月12日(水)	みどり台コミュニティセンター	午前8時55分～9時15分
	榎戸公民館	午前9時30分～9時50分
	藤の台集会所	午前10時05分～10時20分
	住野区コミュニティセンター	午前10時35分～11時10分
4月17日(月)	ガーデンタウン第1公園	午前9時00分～9時10分
	コミュニティセンターいさご会館	午前9時30分～9時50分
	四木区コミュニティセンター	午前10時10分～10時30分
	滝台区コミュニティセンター	午前10時45分～11時00分
4月18日(火)	用草公民館	午前9時00分～9時20分
	大谷流コミュニティセンター	午前9時40分～10時10分
	沖協同館	午前10時25分～10時55分
	山田台コミュニティセンター	午前11時15分～11時25分
4月19日(水)	榎戸第六児童公園	午前8時50分～9時20分
	富山コミュニティセンター	午前9時35分～10時10分
	文違コミュニティセンター	午前10時30分～10時55分
	朝日区コミュニティセンター	午前11時15分～11時50分
4月20日(木)	松林公民館	午前8時55分～9時15分
	希望ヶ丘コミュニティセンター横公園	午前9時30分～10時00分
	神田集会所	午前10時15分～10時25分
	西林コミュニティセンター	午前10時40分～11時00分
4月21日(金)	二区青年館	午前8時50分～9時05分
	大東区コミュニティセンター	午前9時20分～9時50分
	東吉田集会所	午前10時05分～10時50分
	六区農村集落センター	午前11時10分～11時35分
4月23日(日)	八街市役所	午前9時00分～正午

令和5年度狂犬病予防注射を実施

○更新(登録している犬)

時 通知はがき(事前に、はがき裏面の問診票に記入・署名をお願いします)

費 1頭 3,500円

○新規(生後91日以降で登録していない犬)

費 1頭 6,500円

※他の市町村から転入してきた方で、犬の登録変更手続きをしていない場合は、集合注射を受けることができません。事前に登録変更手続きをしてからお越しください。

※マイクロチップを装着している犬は、集合接種する2日前までに、環境省指定の登録機関へのオンライン申請にて犬の所有者情報を現在の所有者情報に変更(住所、名前など)してからお越しください。

集合注射当日の問診

次のいずれかに該当する犬は、集合注射を受けることができませんので、状態の良いときに別の会場で注射を受けるか、動物病院などで予防注射をしてください。

- ・注射時に具合が悪いところがある。
- ・現在治療中である。
- ・2週間以内に人を噛んだことがある。
- ・今までに予防注射で具合が悪くなった。
- ・今までにテンカン発作を起こした。
- ・30日以内に予防注射を受けた。
- ・発情中・妊娠中・授乳中である。
- ・注射時に犬をしっかり押さえられない。

※雨天時は、犬を拭くためのタオルをお持ちください。また、犬のフンはビニール袋などを持参して、飼い主が処理をお願いします。

※当日午前7時の時点で各種気象警報または特別警報が本市に発令されている場合、あるいは午前7時以降発令された場合、発令された時刻以降の会場はすべて中止となります。

問 環境課 ☎443-1406